

# E N - R A Y 倶 楽 部 規 約

## 第 1 条【名称】

この会の名称は、「E N - R A Y 倶 楽 部」とします。

## 第 2 条【目的】

「E N - R A Y 倶 楽 部」は、名寄市民文化センター大ホール（以下、「ホール」といいます。）において実施する事業をお楽しみいただくとともに、ホールの活動により多くのご賛同をいただくこと、また、地域文化の向上に寄与することを目的としています。

## 第 3 条【事務局】

「E N - R A Y 倶 楽 部」は、株式会社エフエムなよろ内に、事務局を置きます。

## 第 4 条【会員】

会員とは、第2条の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、第6条に規定する手続きを経て入会を認められた個人をいいます。

(2) 会員資格の有効期間は、入会日から1年を経過した日の属する月の末日までとします。

## 第 5 条【会員証】

会員には、会員証を発行します。会員証の発行時には、発行事務手数料として100円を申し受けます。

(2) 会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、他人への譲渡、貸与はできません。

(3) 会員証を紛失等により失った場合は、速やかに事務局にご連絡ください。

(4) 会員証の再発行時には、再発行手数料として100円を申し受けます。また、ご本人を確認することができる書類等のご提示が必要となる場合があります。

(5) 会員が紛失・盗難その他の事由により、会員証を他人に利用されることにより生じた損害については、「E N - R A Y 倶 楽 部」はその責を負いません。

## 第 6 条【入会】

「E N - R A Y 倶 楽 部」に入会しようとする者は、本規約を承認のうえ、「E N - R A Y 倶 楽 部 入 会 申 込 書」（以下、「入会申込書」といいます。）に必要事項を記載し、事務局に提出して下さい。

(2) ホールは、入会申込書を提出した者の氏名、住所及び連絡先を名簿に記載するものとし、会員が名簿に記載された日をもって、入会日とします。

## 第 7 条【年会費】

会員の年会費は、無料とします。

## 第 8 条【更新】

会員が会員資格の継続を希望するとき（以下、「更新」といいます。）は、第4条第2項に定める会員資格の有効期間が満了する日までに、ホール所定の方法により更新手続を行うものとします。

(2) 更新手続時には、更新事務手数料として100円を申し受けます。

## 第 9 条【特典】

会員は、下記の特典を受けることができます。なお、第1号に定めるチケットの先行予約・購入は、1事業につき1会員あたり4枚を上限とします。

- ① 自主企画公演のチケットの先行予約・購入
- ② 自主企画公演の予約チケット代金の当日支払い
- ③ ホールで行われる公演等に関する情報の送付・メール配信
- ④ バックステージツアーへの参加権付与
- ⑤ 公演時開設のカフェでの割引サービス

## 第 10 条【届出事項の変更等】

会員は、氏名、住所、電話番号等、入会時に届け出た事項に変更が生じた場合は、ただちにその内容を事務局に届け出てください。

(2) 前項の届出がなく、そのために「E N - R A Y 倶 楽 部」からの送付書類が延着、又は不到着となっても、「E N - R A Y 倶 楽 部」はその責めを負いません。

## 第 11 条【退会】

会員は、事務局に届け出ることにより、「E N - R A Y 倶 楽 部」を退会することができます。

(2) 次の各号のいずれかに該当するときは、事務局の判断により、自動退会とさせていただきます。

- ① 入会時に虚偽の申告があったとき。
- ② 会員が本規約に違反したとき。
- ③ 会員が、ホール又は他の会員の迷惑となるような行為を行ったと認められるとき。
- ④ その他会員としての継続が困難と認められるとき。

(3) 会員が前2項の規定により退会したときは、速やかに事務局に会員証をご返却ください。

## 第 12 条【個人情報の管理等】

会員の個人情報は、第9条に規定する特典の付与ほか会員情報の管理及びサービスの提供以外に使用することはありません。

(2) 会員の個人情報は、関係法令及びホールの個人情報取扱方針に基づき適切に管理します。

## 第 13 条【規約の変更】

事務局は、必要があるときは、この規約を変更することができるものとし、この場合変更内容を会員に通知します。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

## 第 14 条【補則】

この規約に定めのない事項については、事務局が別途定めます。

（付 則）

この規約は、平成27年3月30日から実施します。